

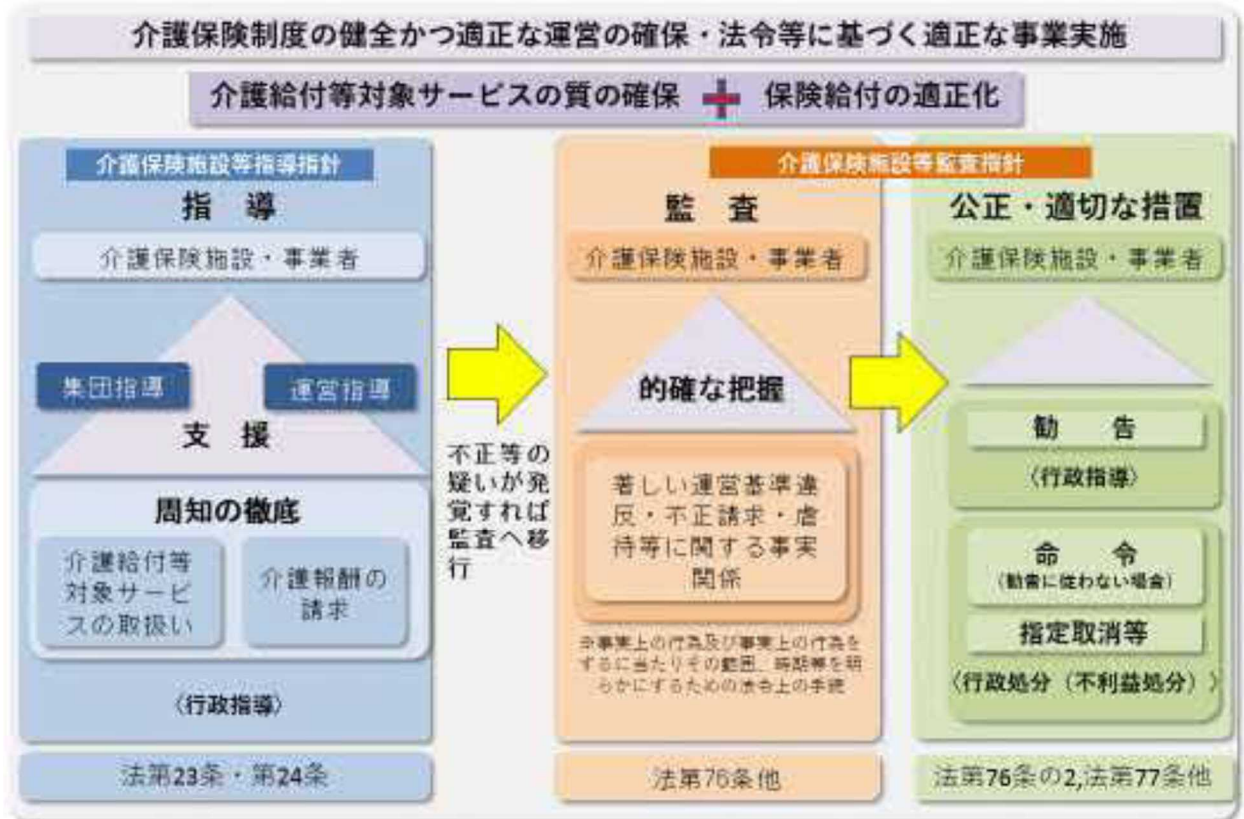
令和 5 年度 集団指導資料

指導・監査の実施状況について

香川県健康福祉部 長寿社会対策課

令和 6 年 3 月 1 9 日、 2 2 日

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



厚生労働省：介護保険施設等運営指導マニュアルより抜粋

指導の目的

介護保険制度において、サービスの直接的な担い手である介護保険施設等には、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービス提供が求められています。

指導により、居宅介護サービス事業所等が適正なサービスを行うことができるよう、「介護給付等対象サービスの取扱い」や「介護報酬の請求」に関する周知の徹底を図り、「サービスの質の確保」、「保険給付の適正化」が果たされるよう努めるもの。

運営指導の実施頻度

居宅介護サービス事業所への運営指導は、原則として指定の有効期間内(6年)に少なくとも1回以上行います。

運営指導は、実施予定日のおおむね1月以上前までに実施する旨の通知を行います。

また、指導の円滑な実施のため、実施予定日の1週間前までに、運営規程や勤務表などの書類の事前提出をお願いしています。

運営指導の着眼点

①介護サービスの実施状況指導

主として利用者に対するサービスの質を確認するために行う指導

ケアマネジメント・プロセスに基づくサービス実施の確認の他、通所系サービスにおいては、サービスを受ける利用者の生活実態の把握により、サービスの適正性の確認や、高齢者虐待及び不適切な身体的拘束等の発見や防止について、現場において実態を目視し、関係者から状況を聴取することにより確認します。

②最低基準等運営体制指導

サービス種別毎の基準等（人員基準・設備基準・運営基準）に規定する運営体制を確認するために行う指導で、個別サービスの質を確保するための体制に関する事項について確認し必要な指導を行うものです。

③報酬請求指導

報酬基準に基づき、要件に適合した加算に基づくサービスの実施を確認することにより、不正請求の防止と制度管理の適正化を図ることを目的として、介護サービスの質の確保や、よりよいケアの実現を目指すものです。

具体的には、主として居宅介護サービス事業所等が届出等で実施する各種加算に関する算定及び請求状況について確認します。

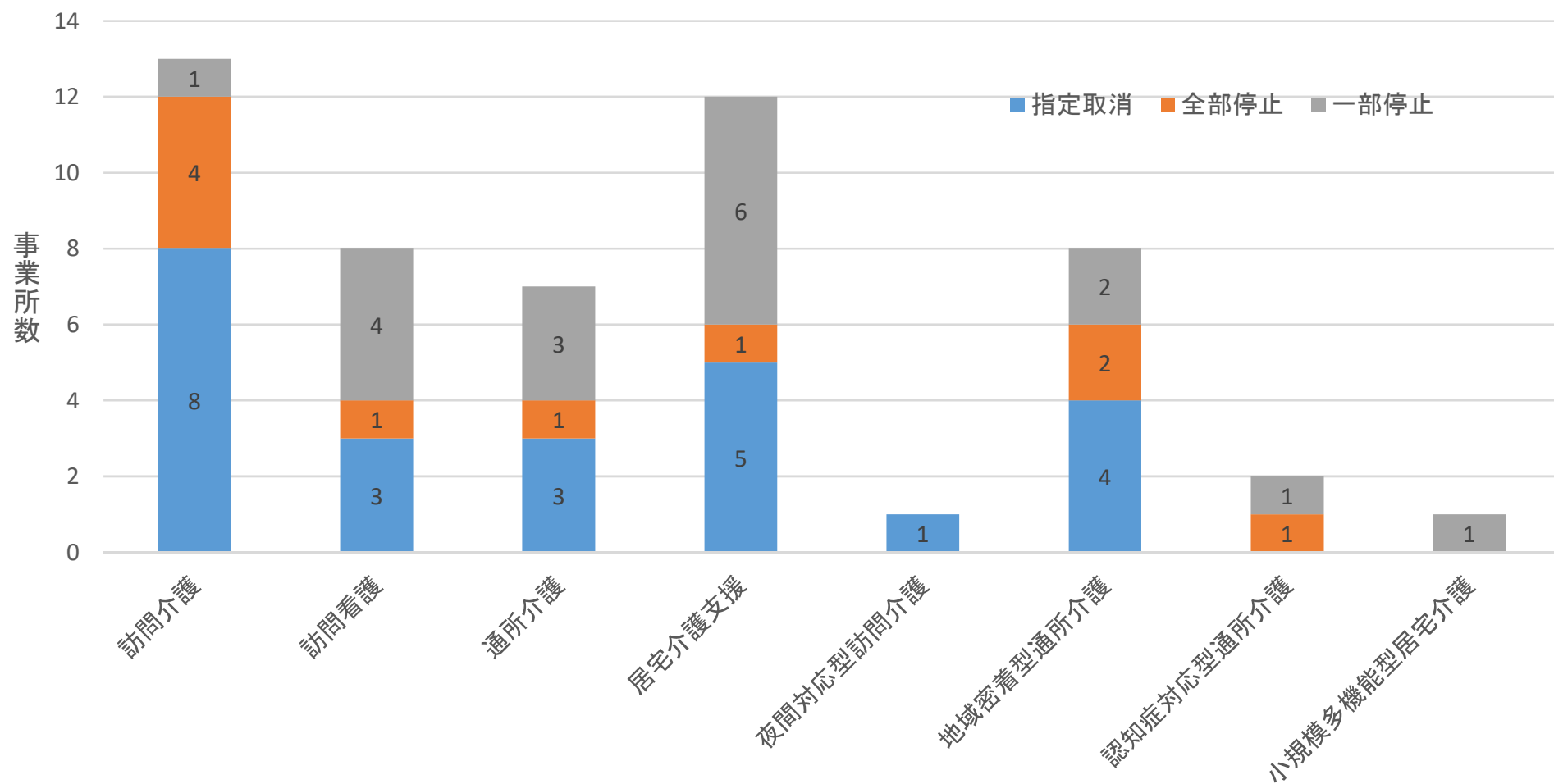
また、加算報酬の請求については、その算定要件が満たされていても、取扱いが不十分である場合は、正しい理解に基づく取扱いをするよう改善指導を行います。

監査とは

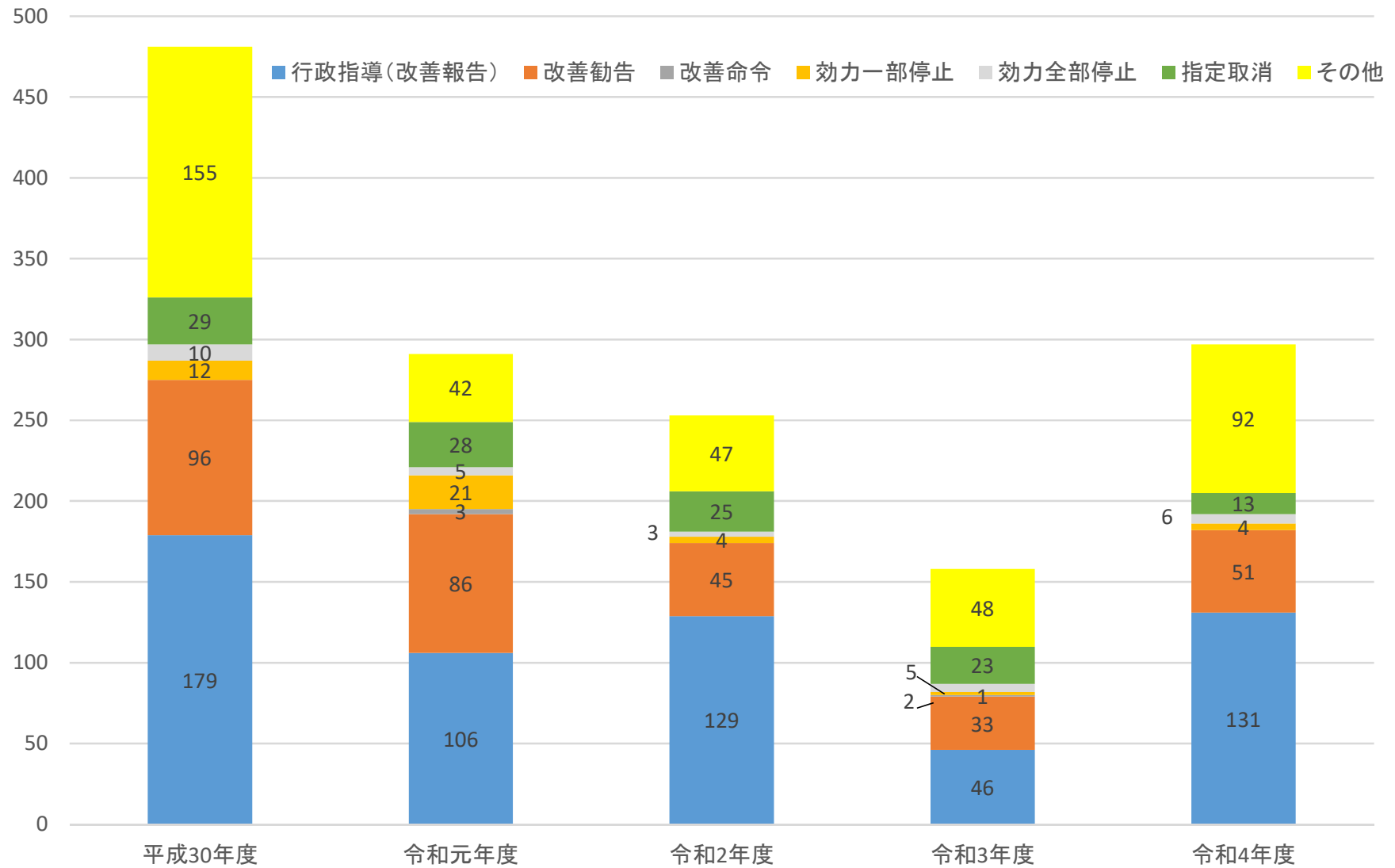
監査は、居宅介護サービス事業所等において人員基準違反や運営基準違反、不正請求、高齢者虐待等が認められた場合や、その恐れがある場合に介護保険法第76条等に基づき、報告、帳簿書類等の提示を求め、関係者の出頭、質問を行うことにより情報を収集するとともに現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認するものです。

監査の結果、不適切な事例が認められた場合は、文書指導等を行いますが、著しい違反等があれば、指定取消や効力の停止といった行政処分を行うこともあります。

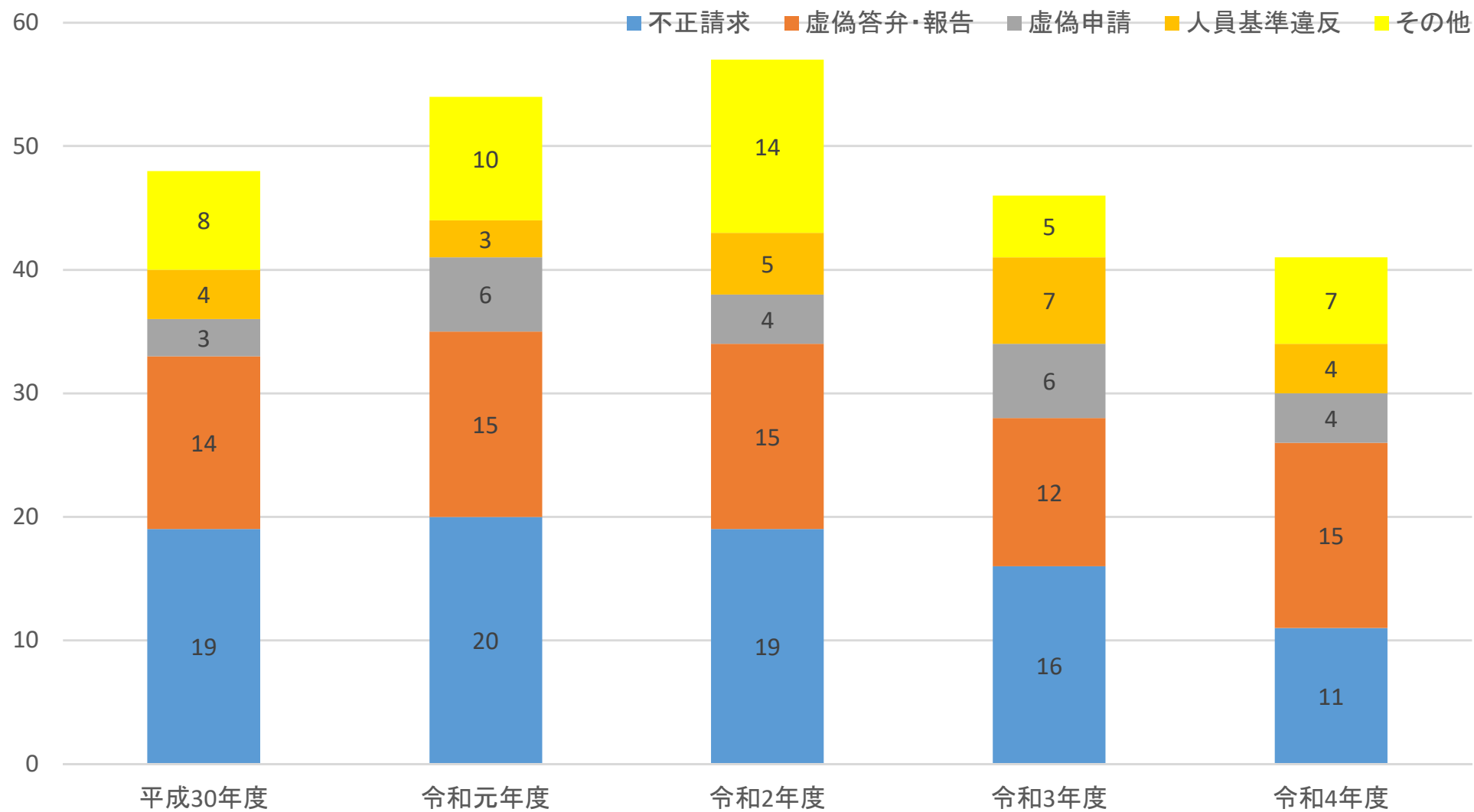
指定取消・効力の停止事業所数(令和4年度全国の状況)



全国の監査実施事業所数・監査結果の年次推移(居宅介護サービス)



全国の指定取消の処分事由別 年次推移(居宅介護サービス)



全国の効力停止処分事由別 年次推移(居宅介護サービス)

